

寄 付 行 為

財団法人 美術文化振興協会

財団法人 美術文化振興協会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 美術文化振興協会という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都杉並区西荻南4丁目12番4号に置く。

第3条

この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、広く美術家の交流を促進し、日本文化の伝統を基盤とした創作活動を奨励するとともに、諸外国との美術の交流を図り、もってわが国美術文化の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 美術文化に関する展覧会の開催
- 二 美術文化に関する優れた業績のある者の顕彰
- 三 優秀な作品に対する宮本三郎賞の授与
- 四 美術文化に関する研究会等の開催
- 五 美術文化に関する国際交流
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 会費
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2、 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産

三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 この法人の基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることが出来る。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第11条 この法人の事業計画および、これに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条に規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第13条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書と共に、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2、この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第9条但し書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除く他、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び評議員等

(役員)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上15名以内（うち、理事長1名及び常務理事2名）
- 二 監事 2名

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

2、特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3、理事及び監事は、相互に兼ねる事が出来ない。

(理事の職務)

第19条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2、理事長に事故がある時、又は理事長が欠けた時は、予め理事長が指名した順序により常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3、常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4、理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるものの他、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見した時はこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告する事。
- 四 前号の報告をするために必要がある時は、理事会又は評議員会を招集する事。

(役員任期)

第21条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3、役員は、その任期満了後でも後任者が就任する迄は、なおその職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められる時。

二 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められる時。

(顧問)

第 23 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2、顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、重要な事項について理事会の諮問に応じる。

(役員報酬)

第 24 条 役員は、有給とすることができる。

2、 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第 25 条 この法人には、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

2、評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3、特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4、評議員は、役員を兼ねることは出来ない。

5、評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 26 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行う他、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(運営委員会)

第 27 条 第 5 条第 2 号及び第 3 号の事業を実施するため、それぞれ運営委員会を置く。

2、前項の運営委員会の名称、構成その他組織および運営の細目については、理事会の議決を経て別に定める。

(名誉会長)

第 28 条 この法人には、名誉会長を置くことができる。

2、名誉会長は、この法人の向上と発展に著しく寄与した人の中から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(事務局及び職員)

第 29 条 この法人の事務を処理する為、事務局及び必要な職員を置く。

2、職員は、理事長が任免する。

3、職員は、有給とする。

第 5 章 会議

(理事会の招集等)

第 30 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に附すべき事項を示して理事会の招集を請求

された時は、理事長は、その請求があった日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2、理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定数等)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事に付き書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

2、理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところに拠る。

(評議員会)

第32条 次に掲げる事項については、理事会において予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算に関する事項
 - 二 事業報告及び収支決算に関する事項
 - 三 基本財産についての事項
 - 四 長期借入金についての事項
 - 五 第1号、第3号及び前号に定めるものを除く他、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 六 その他この法人に業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2、評議員の議長は、会議の都度評議員に互選で定める。
- 3、第30条第1項及び前条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第33条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(賛助会員)

第34条 この法人の事業目的に賛同して入会した法人及び個人を、賛助会員とする。

2、賛助会員は、この法人の事業の遂行を援助する為、1口年額10万円以上、1口以上の賛助会費を納入するものとする。

第6章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更する事ができない。

(解散)

第36条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の同意を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第 38 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えた時は、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2、前項第 1 号から第 4 号迄の書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号迄の書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3、第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号迄の書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 39 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

昭和 56 年	3 月 27 日	施行
昭和 62 年	5 月 20 日	一部変更
平成 元年	4 月 26 日	一部変更
平成 6 年	6 月 15 日	一部変更
平成 17 年	6 月 9 日	一部変更

附則

3、この寄附行為は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 17 年 6 月 9 日）から施行することとし、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず現在の理事・監事・評議員の任期は平成 17 年 3 月 31 日迄とする。

附則

第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

理事（理事長）	山田智三郎
理事（常務理事）	橋本眞
理事	石橋幹一郎
理事	今里廣記
理事	岡田 讓
理事	河北倫明
理事	北裏喜一郎
理事	小山五郎
理事	阪本福史
理事	鈴木治雄
理事	宮本文枝
監事	内藤頼博
監事	河村綱也